

3. 水質検査の実施状況 (採水地点は、別紙 採取地点 参照)

[規4条の5の2第4号ニ及びホ、規4条の7第4号ニ及びホ]

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地下水の水質検査 ※詳細別紙1	採取を行った日	4月23日	5月12日	6月2日	7月7日	0.0011	9月1日	10月6日	11月10日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日	
	結果が得られた日	5月10日	5月26日	6月24日	7月26日	8月24日	9月8日	10月27日	12月6日	12月14日	1月18日	2月16日	3月10日	
	検査結果	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												
地下水のダイオキシン類 検査 (1回/年) ※詳細別紙1	採取を行った日													
	結果が得られた日													
	検査結果													
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												
放流水の水質検査 ※詳細別紙2	採取を行った日	4月23日	5月12日	6月11日	7月7日	1月0日	9月1日	10月6日	11月10日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日	
	結果が得られた日	5月10日	5月26日	6月24日	7月26日	8月24日	9月8日	10月27日	12月6日	12月14日	1月18日	2月16日	3月10日	
	検査結果	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	良	
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												
放流水のダイオキシン類 検査 (1回/年) ※詳細別紙2	採取を行った日													
	結果が得られた日													
	検査結果													
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日												
		措置の内容												

4. 最終処分場残余容量

[規4条の5の2第4号リ、規4条の7第4号リ]

測定日	令和4年3月
残余容量 (m ³)	186m ³

別紙 1

1 地下水の水質検査結果

No.	項 目	基 準 値	測定頻度	検 査 結 果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ	年1回		<0.0005										
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	〃		<0.0006										
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	〃		<0.0002										
19	チウラム	0.006mg/ℓ	〃		<0.0006										
20	シマジン	0.003mg/ℓ	〃		<0.0003										
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	〃		<0.002										
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ	〃		<0.001										
23	セレン	0.01mg/ℓ	〃		<0.001										
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ	〃		<0.005										
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ	〃		<0.0002										
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	〃								0.040				
27	電気伝導率	— μS/cm	月1回	652	662	664	644	696	716	680	659	659	651	658	643
28	塩化物イオン濃度	— mg/ℓ	〃	36	39	38	39	35	38	35	38	41	37	39	40

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。
「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

No.	項目	基準値	測定頻度	検査結果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	水素イオン濃度	5.8~8.6	月1回	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6	7.7	7.7	7.8	7.8	7.6	7.7	7.7
2	生物化学的酸素要求量	3mg/ℓ	〃	1.3	1.1	0.5	2.4	1.6	0.6	0.6	1.2	1.4	0.8	1.4	1.1
3	化学的酸素要求量	10mg/ℓ	〃	7.3	7.9	9.0	9.3	6.1	6.2	6.3	6.6	2.4	5.3	7.8	8.1
4	浮遊物質	5mg/ℓ	〃	0.5	<0.5	2.6	3.1	3.0	1.4	<0.5	2.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
5	大腸菌群数	100個/cm ³ 以下	〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ	年2回		<0.0003						<0.0003				
7	シアン化合物	不検出	〃		不検出						不検出				
8	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ	〃		<0.001						<0.001				
9	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ	〃		<0.0005						<0.0005				
10	アルキル水銀化合物	不検出	〃		不検出						不検出				
11	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1mg/ℓ	年1回								<0.5				
12	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5mg/ℓ	〃								<0.5				
13	フェノール類含有量	0.5mg/ℓ	〃								<0.05				
14	銅含有量	1mg/ℓ	〃								<0.05				
15	亜鉛含有量	2mg/ℓ	〃								<0.1				
16	溶解性鉄含有量	5mg/ℓ	〃								<0.1				
17	溶解性マンガン含有量	5mg/ℓ	〃								0.1				
18	クロム含有量	1mg/ℓ	〃								<0.05				
19	ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ	〃								<0.08				

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

No.	項目	基準値	測定頻度	検査結果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20	窒素含有量	10mg/ℓ	月1回	2.0	1.3	2.3	2.0	1.5	1.5	1.5	1.8	0.83	1.2	1.6	1.7
21	磷含有量	1mg/ℓ	年1回								<0.05				
22	有機磷化合物	不検出	〃								不検出				
23	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ	〃								<0.005				
24	砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ	〃								<0.001				
25	P C B	不検出	〃								不検出				
26	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ	〃								<0.001				
27	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ	〃								<0.001				
28	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ	〃								<0.002				
29	四塩化炭素	0.002mg/ℓ	〃								<0.0002				
30	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ	〃								<0.0004				
31	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ	〃								<0.002				
32	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ	〃								<0.004				
33	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ	〃								<0.03				
34	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	〃								<0.0006				
35	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	〃								<0.0002				
36	チウラム	0.006mg/ℓ	〃								<0.0006				
37	シマジン	0.003mg/ℓ	〃								<0.0003				
38	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	〃								<0.002				

別紙2

2 放流水の水質検査結果

No.	項目	基準値	測定頻度	検査結果												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
39	ベンゼン	0.01mg/ℓ	年1回									<0.001				
40	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ	〃									<0.001				
41	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ	〃									<0.005				
42	ほう素及びその化合物	1mg/ℓ	〃									0.2				
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10mg/ℓ	〃									0.8				
44	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	〃									0				

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。
 「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。